

よくある質問（輸入加糖調製品）

目次	
I	概要編
問 1	いつから機構との輸入加糖調製品の売渡し及び買戻しが必要となったのですか。
問 2	機構の売買対象となる加糖調製品はどのようなものですか。また、TPP11加盟国以外や日EU・EPA対象地域以外からの輸入も対象となりますか。
問 3	商品に含まれる砂糖の割合（含糖率）が50%未満でも機構の売買対象となりますか。
問 4	加糖あん（調製した豆）について、原材料の小豆、砂糖、水分がそれぞれ3分の1の割合で含有された商品は機構の売買対象となりますか。
問 5	機構の売買対象とならない加糖調製品はどのようなものですか。
問 6	売買差額はいくらになるのですか。
参考	関税の軽減又は免税の適用可否について
問 1	関税定率法第14条（無条件免税）第18号の規定による課税価格の合計額が1万円以下の輸入加糖調製品は機構売買対象となるのですか。
問 2	関税定率法第3条の2（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）の規定により課税価格の合計が10万円以下の入国の際に携行又は別送される輸入加糖調製品は機構売買対象となるのですか。
問 3	関税定率法第3条の3（少額輸入貨物に対する簡易税率）の規定により課税価格の合計が20万円以下の輸入加糖調製品は機構売買対象となるのですか。
II	詳細編
1	事前の手續（売買手續届出書・含糖率登録）
問 1	輸入しようとする貨物が、機構売買の対象であることが判明しました。どのような手續を行えばよいのですか。
問 2	売買対象の輸入加糖調製品を輸入する場合、最初に何をすればよろしいですか。
問 3	パスワードはどのように設定すればよろしいですか。
問 4	社名、代表者、担当者の変更や通関業者の追加等により既に提出した売買手續届出書の内容に変更があった場合はどのようにすればよろしいですか。
問 5	商品に含まれる砂糖の割合（含糖率）はどのように登録（新規又は変更）すればよろしいですか。
問 6	含糖率を登録する際の商品名や商品コードは何をもとに登録すればよろしいですか。
問 7	含糖率を登録する際の証明日は何をもとに登録すればよろしいですか。
問 8	例えば、チョコレートシロップなどの商品において含糖率の値に幅があり、同一で

目次	
	ない場合、どの値を登録すればよいですか。
問 9	商品の情報を誤って登録してしまったが、どうすればよいですか。
問 10	含糖率の登録を行い、進捗が「有効」の表示に変わることによってどうなりますか。また、進捗が「申請中」から「有効」になるまでどのくらいの時間がかかりますか。
2	担保の提供
問 1	担保とは何ですか。
問 2	提供できる担保はどのようなものがありますか。
問 3	特定担保と根担保の違いは何ですか。
問 4	担保の提供はどのように行えばよいのですか。
問 5	部署ごとに担保を使い分けたいのですが、どのようにすればよいですか。
問 6	部署ごとに担保を登録したのですが、通関業者に特定部署のものを選択させるにはどのようにすればよいですか。
問 7	根担保の場合、担保の額は、どの程度が妥当ですか。
問 8	根担保の場合で、担保が一時的に不足した場合はどのようにすればよいですか。
問 9	根担保の場合、売買差額を納付した後、担保が回復するまでどのくらい時間がかかりますか。
問 10	担保の残高はどこで確認できますか。
問 11	決算に担保の残高の証明が必要ですが、残高証明書は発行することはできますか。
問 12	金融機関の保証書の「保証人発信（整理）番号」とは何ですか。また、その場合、担保提供書を作成時にはどうすればよいですか。
3	売買申込
問 1	誰が機構に売渡しを行うのですか。
問 2	いつ売買申込を行えばよいのですか。また、売買申込から承諾書の発行まで、どのくらい時間がかかりますか。
問 3	急いで通関したい場合、輸入申告当日の申込みは可能ですか。
問 4	行政機関の休日や時間外においても売渡しの申込みは可能ですか。
問 5	どのように売買申込を行うのですか。
問 6	売買申込は何をもとに入力すればよいのですか。
問 7	HSコードが同じで、複数の商品がある場合は、数量の入力はどのようにすればよいのですか。
問 8	売買申込書の添付書面は何が必要ですか。
問 9	添付書類をアップロードし忘れてしまった、又は更新した書類を再アップロードしたいのですが、どのようにすればよいのですか。
問 10	売買申込後に、誤った入力に気づいたのですが、どのようにすればよいのですか。ま

目次	
	た、取り消すことはできますか。
問 1 1	貨物を保税地域へ搬入する前（予備申告）に売買申込を行うことはできますか。
問 1 2	例えば、C & Fがドル建てであった場合、売買申込の際のC I Fの入力は、いつの為替レートを適用して円換算すればよいですか。
問 1 3	例えば、C & Fがドル建てであった場合、承諾書の発行後、やむを得ず輸入申告日が翌週にずれてしまったときは、どのようにすればよいですか。
問 1 4	加糖調製品糖平均輸入価格の適用期間（四半期ごと）に輸入申告予定であったものが、翌期の適用期間に申告がずれてしまった場合はどうすればよいですか。
問 1 5	輸入許可された後はどのようにすればよいですか。
問 1 6	輸入許可日の登録・輸入許可書のアップロード後、納付通知書が発行された旨のメールが届きました。その後、どのようにすればよいですか。
問 1 7	輸入許可日の登録・輸入許可書のアップロード後、領収済通知書が発行された旨のメールが届きました。その後、どのようにすればよいですか。
問 1 8	通関業者が担保金や売買差額を立替えることはできますか。
問 1 9	売買差額は、口座から自動引落はできないのですか。
問 2 0	関税と同様に包括延納制度はありますか。
問 2 1	関税定率法第 2 0 条第 1 項（違約品によるシップバック等による関税の戻し税）が適用された場合、売買差額は関税と同様に払い戻されるのですか。
問 2 2	輸入しようとする輸入加糖調製品の数量の合計が 1 k g 未満ですが、機構売買は必要ですか。
問 2 3	輸入しようとする輸入加糖調製品の数量の合計が 1 k g 以上ですが、無償サンプルのものについても、機構売買は必要ですか。
問 2 4	日 EU・EPA に基づく関税に関する便益を受けたいのですが、どのようにすればよいですか。
問 2 5	日 EU・EPA に基づく関税に関する便益について、調整金の割合はどのようになりますか。
Ⅲ	消費税の取扱い
問 1	指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等に係る売買差額に対する消費税の取扱いはどのようになりますか。
問 2	指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の対象となる輸入貨物は軽減税率の適用になりますか。

I 概要編

(問1) いつから機構との輸入加糖調製品の売渡し及び買戻しが必要となったのですか。

(答1) TPP11協定の発効日(平成30年12月30日)を契機として、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律が改正され、発効日以降に輸入申告する加糖調製品について、売渡し及び買戻しが必要となりました。加糖調製品を発効日以降に輸入申告をする場合は、関税法第70条の規定により、他法令の規定による輸入に関する承諾等を受けている旨の証明として機構が交付する承諾書が必要になります。承諾書がないと輸入許可されません。

(問2) 機構の売買対象となる加糖調製品はどのようなものですか。また、TPP11加盟国以外や日EU・EPA対象地域以外からの輸入も対象となりますか。

(答2) 売買対象となるのは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(政令第1条)に規定するものです。TPP11協定やEUの加盟国を含む全ての国又は地域から輸入される砂糖との用途の競合性が高いココア調製品、粉乳調製品、ソルビトール調製品等の20品目です。

具体的には「売渡しの対象となる輸入加糖調製品」の統計品目番号(HSコード)のとおりです。

(問3) 商品に含まれる砂糖の割合(含糖率)が50%未満でも機構の売買対象となりますか。

(答3) 税関の事前教示を受け、「売渡しの対象となる輸入加糖調製品」の20品目に該当する統計品目番号(HSコード)と判断された場合は、含糖率が50%未満でも機構の売買が必要となります。

(問4) 加糖あん(調製した豆)について、原材料の小豆、砂糖、水分がそれぞれ3分の1の割合で含有された商品は機構の売買対象となりますか。

(答4) 乾燥状態(水分を除いた状態)で砂糖の割合が50%以上であるため、機構の売買対象となり得る物品ですが、統計品目番号(HSコード)については税関へお問い合わせください。なお、機構の売買対象となり、含糖率を登録する際は水分を含んだ割合を登録してください。

(問5) 機構の売買対象とならない加糖調製品はどのようなものですか。

(答5) 政令第24条の4に規定する、①関税が軽減又は免除されるもの(第1号から第3号まで、第5号及び第6号)(注1)、②TPP11協定と日EU・EPAに基づく関税割当の適用を受けて輸入されるもの(第4号)(注2)、③TPP11協定の関

税の譲許の便益の適用を受ける 2 ライン (2101.11-100 (コーヒー調製品) 及び 2106.10-219 (タンパク質調製品)) (第 7 号) です。具体的には、「売渡しを要しない輸入加糖調製品」のとおりです。

注 1 : 関税の軽減又は免税が適用されるものは、HS コードごとに異なりますので、詳細は、「参考 : 関税の軽減又は免税の適用可否について」を参照又は機構 (03-3583-8775) に問い合わせください。

注 2 : 関税割当の発給は、農林水産省政策統括官付地域作物課が所管していることから、詳細は同課 (代表番号 03-3502-8111) にお問合せください。

(問 6) 売買差額はいくらになるのですか。

(答 6) 従価税品の 19 ラインの売買差額は、WTO 譲許税率から暫定税率を差引いた税率に CIF (≡関税の課税標準額) を乗じた額が売買差額の上限、従量税品の 1 ラインはその税率に数量を乗じた額が売買差額の上限となります。暫定税率は関税暫定措置法に基づき品目ごとに毎年度定められます。

また、売買差額は現行の暫定税率を引き下げて WTO 譲許水準の範囲内で徴収いたします。いわゆる関税の一部を売買差額に置き換えるため、「1. 輸入加糖調製品の機構売買手続」にあるとおり、現行の負担水準と変わりません。

参考 : 関税の軽減又は免税の適用可否について

(問 1) 関税定率法第 14 条 (無条件免税) 第 18 号の規定による課税価格の合計額が 1 万円以下の輸入加糖調製品は機構売買対象となるのですか。

(答 1) 機構売買対象ラインの 20 ラインのうち、下表の 6 ラインは、関税定率法施行令第 16 条の 3 (関税を免除することを適当しない物品の指定) の規定に基づき無条件免税が適用されないものであり、原則として売買差額を納付していただく必要があります。

[無条件免税の適用外]

No.	HS	備考
1	2106.90-284	乳成分 30%未満
2	2106.90-281	小売容器入り、しょ糖含有量 50%以上
3	2106.90-282	しょ糖含有量 85%以上
4	2106.90-510	砂糖を除きソルビトール最大
5	2106.90-590	砂糖を除きソルビトール最大以外
6	2008.99-218	海藻その他藻類を含むもの

(問2) 関税定率法第3条の2(入国者の輸入貨物に対する簡易税率)の規定により課税価格の合計が10万円以下の入国の際に携行又は別送される輸入加糖調製品は機構売買対象となるのですか。

(答2) 関税定率法付表第1に基づき、20ラインすべてが簡易課税の適用を受けることから、すべて機構売買対象外です。ただし、1つのインボイスで複数のアイテムがあった場合は、その課税価格の合計額が10万円以下である必要があります。

なお、入国者の輸入貨物に対する簡易課税が適用された場合は、課税価格の15%が関税として徴収されます。

(問3) 関税定率法第3条の3(少額輸入貨物に対する簡易税率)の規定により課税価格の合計が20万円以下の輸入加糖調製品は機構売買対象となるのですか。

(答3) 関税定率法付表第2に基づき、機構売買対象ラインの20ラインのうち、コア調製品及び調製した豆の7ラインに適用され、下表の13ラインは、簡易課税が適用されないものであり、売買差額を納付していただく必要があります。

なお、適用される7ラインについては、課税価格の10%が関税として徴収されます。ただし、1つのインボイスで複数のアイテムがあった場合は、その課税価格の合計額が20万円以下である必要があります。

[少額輸入貨物に対する簡易課税率の適用外]

No.	HS	備考
1	1901.90-219	育児食用・ベ-カ-用以外、ミルク30%未満
2	2106.90-284	乳成分30%未満
3	2101.11-110	コーヒーのエキス・エッセンス・濃縮物
4	2101.12-111	コーヒーのエキス等をもととしたもの
5	2101.12-246	コーヒーをもととしたもの、ミルク30%未満
6	2101.20-246	茶・マテをもととしたもの、ミルク30%未満
7	2106.90-252	おたね人参・そのエキスを含む飲料のもと
8	2106.90-281	小売容器入り、しよ糖含有量50%以上
9	2106.90-282	しよ糖含有量85%以上
10	2106.10-219	タンパク質濃縮物等、ミルク30%未満
11	2106.90-510	砂糖を除きソルビトール最大
12	2106.90-590	砂糖を除きソルビトール最大以外
13	2008.99-218	海藻類その他藻類を含むもの

Ⅱ 詳細編

1 事前の手続（売買手続届出書・含糖率登録）

（問１）輸入しようとする貨物が、機構売買の対象であることが判明しました。どのような手続を行えばよいのですか。

（答１） 機構との売買手続の流れは以下のとおりです。詳しい手続については、「1. 輸入加糖調製品の機構売買手続」をご確認ください。

①売買手続届出書の提出 → ②ログインIDの取得 → ③含糖率の登録申請 → ④売買申込 → ⑤担保の提供 → ⑥承諾書の発行 → （輸入申告） → ⑦輸入許可書（写し）の提出 → ⑧納付通知書の発行 → ⑨売買差額の納付

（問２）売買対象の輸入加糖調製品を輸入する場合、最初に何をすればよろしいですか。

（答２）機構との売買手続はインターネットを通じた専用サイト（売買用Webサイト）で行うことから、まず、売買用Webサイトを利用するためのログインIDを取得してください。

具体的には、URL <https://sscs.alic.go.jp/sscs/> にアクセスし、「新規登録」から会社情報や委託する通関業者等の情報を入力して、売買手続届出書を作成し、機構へ提出してください。入力方法は、「操作マニュアルー売買手続届出編ー」を参照してください。

なお、売買手続届出書の提出からログインID取得まで、数日を要します。

ログインID取得後は、各自パスワードを設定してください。

（問３）パスワードはどのように設定すればよろしいですか。

（答３）売買用Webサイトの「ID通知書を受領された方はこちら」をクリックし、仮パスワード発行画面で、通知されたログインIDと売買手続届出書の担当者1のメールアドレスを入力の上、「仮パスワード発行」をクリックしてください。

機構から担当者1のメールアドレスに仮パスワードが記載されたメールが届きますので、仮パスワード発行完了画面に、ログインIDと仮パスワードを入力して、次の画面で本パスワード（注1）を設定（「仮パスワード及び本パスワードの設定」）してください。

パスワードはログインIDごとに管理してください（注2）。

設定方法は、操作マニュアルー売買手続届出編ーを参照ください。

注1：本パスワードは一定期間を過ぎると無効となりますので、期間経過後は再度、新パスワードを設定してください。

注2：部署を複数登録した場合や、事務代行業者として通関業者を登録した場合は、それぞれにログインIDが発行されます。

(問4) 社名、代表者、担当者の変更や通関業者の追加等により既に提出した売買手続届出書の内容に変更があった場合はどのようにすればよろしいですか。

(答4) 売買用Webサイトのマイページトップ「売買管理機能」内の「売買申込者情報」から変更できます。変更後に売買手続届出書を出力すると、変更箇所「*」が記載されますので、ご確認ください。

変更の方法は、「操作マニュアルー売買手続届出編ー」を参照してください。

(問5) 商品に含まれる砂糖の割合(含糖率)はどのように登録(新規又は変更)すればよろしいですか。

(答5) 売買用Webサイトのログイン後(パスワード取得後)にマイページトップ「売買機能」内の「含糖率管理」より、商品ごとに登録してください。登録は、売渡申込者のほか、通関業者の方も代行できます。

あわせて、登録した商品ごとに含糖率及び砂糖以外の原材料割合を証する書面(成分表や配合表等(注))の写しを提出(アップロード)してください。

登録方法は、「操作マニュアルー輸入加糖調製品売買編ー」を参照してください。

注: メーカーやブレンダーに依頼している商品の成分表や配合率等で輸入加糖調製品に含まれる砂糖の割合がわかるもの。

(問6) 含糖率を登録する際の商品名や商品コードは何をもとに登録すればよろしいですか。

(答6) 登録する商品名は、売買申込の添付書面であるインボイスやパッキングリストで確認できる商品名や商品コードを登録してください。

なお、商品コードがない場合は空欄で構いません。

(問7) 含糖率を登録する際の証明日は何をもとに登録すればよろしいですか。

(答7) 証明日は、メーカーやブレンダーが商品の成分を証明した日を入力してください。加糖調製品の多くは半製品であるため、証明ができない場合は、空欄で構いません。

(問8) 例えば、チョコレートシロップなどの商品において含糖率の値に幅があり、同一でない場合、どの値を登録すればよいですか。

(答8) 含糖率は最大値で登録してください。砂糖以外の原材料は、含糖率を足して全体の割合が100%となるよう調整した値で登録してください。

(問9) 商品の情報を誤って登録してしまったが、どうすればよいですか。

(答9) 該当する商品をご連絡いただければ、登録者と機構で双方確認の上、機構で削除、修正等対応します。

(問10) 含糖率の登録を行い、進捗が「有効」の表示に変わることによってどうなりますか。また、進捗が「申請中」から「有効」になるまでどのくらいの時間がかかりますか。

(答10) 含糖率を登録していただいたら、機構が提出いただいた証拠書類をもとに内容を確認した後に承認いたします。承認が完了したときに進捗が「申請中」から「有効」に変わります。有効になっていないと、売買の際に使用できません。

進捗が「申請中」から「有効」になるまでには、概ね1日を要します。なお、未登録の商品を至急、売買で使用したい場合は、機構にご連絡ください。

2 担保の提供

(問1) 担保とは何ですか。

(答1) 売買差額の納付の履行を確保するため、売買申込の前に、売買差額相当額を機構に提供いただきますが、これを担保と称します。売買申込の際から売買差額相当額を担保としてお預かりし、輸入許可書(写し)の提出をもって売買差額(調整金)に振り替えます。

(問2) 提供できる担保はどのようなものがありますか。

(答2) 金銭、金融機関の保証書、損保会社の法令保証証券、国債等の4種類です。

また、売買差額の納付方法をどれにするかによって、担保の提供方法が決まります。詳しくは、「1. 輸入加糖調製品の機構売買手続」をご参照ください。

(問3) 特定担保と根担保の違いは何ですか。

(答3) 特定担保とは、1件の売買申込の売買差額に相当する額を提供するものです。提供できる種類は金銭と保証書(特定保証)です。

一方、根担保とは、一定期間における複数の売買申込の売買差額に相当する額を提供するものです。提供できる種類は金銭、保証書、法令保証証券、国債等です。

(問4) 担保の提供はどのように行えばよいのですか。

(答4) ①根担保の金銭、②特定担保の保証書、③根担保の保証書、④根担保の法令保証証券及び⑤根担保の国債等で提供する場合は、売買用Webサイトのマイページトップ「売買管理機能」の「担保」メニューより、担保の情報を登録して、担保提供書を作成してください。

なお、国債等は、専用の質権口座を開設する必要がありますので、あらかじめ機構にご連絡ください。

登録方法は、「操作マニュアルー担保編ー」を参照してください。

一方、⑥特定担保の金銭で提供する場合は、「担保」メニューではなく、「売買申込」メニューで登録を行っていただき、担保提供書の提出は省略できます。

特定担保の金銭の登録方法は、「操作マニュアルー輸入加糖調製品売買編ー」を参照してください。

（問５）部署ごとに担保を使い分けたいのですが、どのようにすればよいですか。

（答５）部署ごとに必要な担保を別々に登録してください。それぞれに担保番号（ユニーク番号）が付与されます。

（問６）部署ごとに担保を登録したのですが、通関業者に特定部署のものを選択させるにはどのようにすればよいですか。

（答６）担保番号（ユニーク番号）を伝えてください。ミスがないように連絡を密にしてください。なお、異なる部署の担保を使用して売買申込をしてしまった場合は、機構に連絡ください。修正等対応いたします。

（問７）根担保の場合、担保の額は、どの程度が妥当ですか。

（答７）売買申込の頻度と売買差額納付の時期を考慮し、根担保の提供額（保証額）を設定してください。

また、1件の売買における売買差額は、譲許税率から暫定税率を差引いた率にC I Fを乗じた額が上限となります。売買件数やC I Fにより金額が変わってきますので、機構から額を指定することは困難であることから、HSコードごとの譲許税率と暫定税率をもとに、妥当な金額を算定してください。

（問８）根担保の場合で、担保が一時的に不足した場合はどのようにすればよいですか。

（答８）①不足する売買分を特定担保の金銭で行う方法のほか、②根担保を追加するか又は③未納付の売買差額を速やかに納付すれば保証額が回復しますので、状況に応じて対応してください。

（問９）根担保の場合、売買差額を納付した後、担保が回復するまでどのくらい時間がかかりますか。

（答９）機構の調整金口座への入金確認に時間を要するため、担保額の回復のタイミングは概ね半日後となります。

(問10) 担保の残高はどこで確認できますか。

(答10) 売渡申込者は、売買用Webサイトのマイページトップ「売買管理機能」の「担保」メニューから確認が可能です。また、売買申込の際にも担保情報欄に引当可能額が表示されますので、通関業者も確認可能です。

(問11) 決算に担保の残高の証明が必要ですが、残高証明書は発行することはできますか。

(答11) 売渡申込者が、残高確認依頼書（任意様式）により依頼していただければ、残高確認書を発行することは可能です。

(問12) 金融機関の保証書の「保証人発信（整理）番号」とは何ですか。また、その場合、担保提供書を作成時にはどうすればよいですか。

(答12) 金融機関が保証書を発行する際に整理番号等をつける場合があります。担保提供書には保証書に記載された「保証人発信（整理）番号」を記入してください。記載がない場合には空欄で構いません。

また、保証書の「保証人発信（整理）番号」がない場合には、担保提供書の作成画面で「-」を入力してください。

3 売買申込

(問1) 誰が機構に売渡しを行うのですか。

(答1) 売渡しを行うのは輸入申告者ですが、輸入申告者が加糖調製品の所有者でない場合には、所有者が売渡しを行うこととなります。

なお、売買手続届出書において、通関業者に売渡しの申込みの手続を代行依頼している場合は、通関業者が輸入申告者（売渡申込者）に代わって、申込みを行うことができます（担保の提供を除く）。

(問2) いつ売買申込を行えばよいのですか。また、売買申込から承諾書の発行まで、どのくらい時間がかかりますか。

(答2) 原則として、以下のとおりのスケジュールで売買申込を行ってください。

① 担保が金銭特定担保の場合

売買申込から承諾書の発行まで概ね2日かかることから売買用Webサイトへの申込みは、輸入申告予定日の2日前の午前12:00までに行ってください。機構から担保額確定メール後、担保金の機構への振込みは輸入申告予定日の前日の午前10:00までに行ってください。

② 担保が根保証の場合

売買申込から承諾書の発行まで概ね1日かかることから、売買用Webサイトへの申込みは、輸入申告予定日の前日の午前12:00までに行ってください。

(問3) 急いで通関したい場合、輸入申告当日の申込みは可能ですか。

(答3) 機構売買による物流が停滞することは避けたいと考えておりますが、不特定多数の方から多数の申込みを限られた人数で対応しなければならないため、原則として、輸入申告の前日(特定金銭担保(振込)は担保額の確定があることから前々日)の申込みでお願いしているところです。しかしながら、取引の事情(顧客の在庫がショートする場合など特別な事情)によっては輸入申告日当日の申込み(特認)は受け付けることは可能ですので、個別案件ごとに御相談ください。

(問4) 行政機関の休日や時間外においても売渡しの申込みは可能ですか。

(答4) 原則として、行政機関の休日や時間外の売渡しの申込みは行っておりません。しかし、取引の事情(顧客の在庫がショートする場合など特別な事情)により、税関が休日に臨時開庁を行い輸入申告を受け付ける場合に限り、受け付けることは可能ですので、個別案件ごとに御相談ください。

(問5) どのように売買申込を行うのですか。

(答5) 原則として、売買用Webサイトの「売買申込」メニューから、必要事項(輸入申告書の内容や登録した含糖率等)を入力することにより、売渡しの申込みができます。

なお、インターネットに接続できる環境がない場合に限り、郵送又は持参を認めております。

入力方法は、「操作マニュアルー輸入加糖調製品売買編ー」をご参照ください。

(問6) 売買申込は何をもとに入力すればよいのですか。

(答6) 輸入申告書に基づく輸入申告者名・数量・HSコード・保税地域(コード)・原産国を入力してください。入力すると、買入価格・売戻価格・売買差額は自動計算され、売買申込書が自動生成されます。

(問7) HSコードが同じで、複数の商品がある場合は、数量の入力はどのようにすればよいですか。

(答7) あらかじめ含糖率を登録した商品ごとの数量を入力し、HSコードの数量と一致しているか確認してください。

(問 8) 売買申込書の添付書面は何が必要ですか。

(答 8) 売買申込書の添付書面として、輸入申告入力控、貨物情報照会情報（保税地域に搬入されていることを確認できる書類）、インボイス、パッキングリスト又は食品等輸入届等（あらかじめ登録した商品と同一であることを確認、商品ごとの数量を確認できる書類）が併せて必要となります。売買申込の際、添付書面を一括してアップロードしてください。

(問 9) 添付書類をアップロードし忘れてしまった、又は更新した書類を再アップロードしたいのですが、どのようにすればよいですか。

(答 9) 売買申込後も随時、添付書類のアップロードが可能です。売買用 Web サイトのマイページトップ「売買機能」の「売買一覧」から該当する売買を選択し、「6. 添付書類のアップロード」からアップロードしてください。

(問 10) 売買申込後に、誤った入力に気づいたのですが、どのようにすればよいですか。また、取り消すことはできますか。

(答 10) 当該申込み内容をご連絡いただければ、売渡申込者と機構で双方確認の上、機構で修正又は削除いたします。

(問 11) 貨物を保税地域へ搬入する前（予備申告）に売買申込を行うことはできますか。

(答 11) できません。保税地域搬入前においては、売買数量（＝輸入申告数量）が確定していないおそれがあることから、担保額が確定しないため、保税地域搬入後（売買数量が確定した後）に売買申込を行っていただくようお願いします。

(問 12) 例えば、C & F がドル建てであった場合、売買申込の際の C I F の入力は、いつの為替レートを適用して円換算すればよいですか。

(答 12) 輸入申告日に適用される、税関が公表する外国為替相場（課税価格の換算に用いる週レート）で円換算した C I F を入力してください。

(問 13) 例えば、C & F がドル建てであった場合、承諾書の発行後、やむを得ず輸入申告日が翌週にずれてしまったときは、どのようにすればよいですか。

(答 13) 為替レートの変動により C I F 価格（関税の課税標準となるべき価格）が変更となり、①売買差額が当初の承諾した額を上回る場合は、契約変更（担保の追加提供した後、承諾書を再発行）の手続が必要となります。一方、②売買差額が当初の承諾した額を下回る場合は、税関で輸入許可はされますが、差額（又は担保）を機構が

ら返還する手続が必要となります。いずれにしても輸入申告日が翌週に変更になる場合は、速やかに機構にご連絡ください。

(問14) 加糖調製品糖平均輸入価格の適用期間(四半期ごと)に輸入申告予定であったものが、翌期の適用期間に申告がずれてしまった場合はどうすればよいですか。

(答14) 例えば、3月中に輸入申告を行う予定で承諾を受けたものが、何らかの要因により、4月1日以降の輸入申告にずれ込んだ場合、税関において無効と判断され、輸入許可がされないこととなります。輸入申告日が翌期の適用期間にずれ込むことが判明した場合は、速やかに機構に連絡してください。

(問15) 輸入許可された後はどのようにすればよいですか。

(答15) 売買用Webサイトのマイページトップ「売買機能」の「売買一覧」から状況「承諾(輸入許可待ち)」となっている該当する売買を選択してください。加糖調製品売買申込編集の画面から「輸入許可日」を入力し、輸入許可書をアップロードの上、「機構へ輸入許可日送信」ボタンを押してください。なお、輸入許可書の提出は、輸入許可後に速やかに行ってください。

(問16) 輸入許可日の登録・輸入許可書のアップロード後、納付通知書が発行された旨のメールが届きました。その後、どのようにすればよいですか。

(答16) 売買用Webサイトのマイページトップ「売買機能」内の「売買一覧」から状況「納付通知」となっている該当する売買を選択してください。納付通知書(電子署名済)がダウンロード可能ですので、内容を確認の上、売買差額の納付を行ってください。一括納付を利用している場合は、納付通知書には合計金額が表示されます。該当する売買すべてで同じ納付通知書が出力されますので、ご注意ください。なお、納付通知書を発行したことをお知らせする当該メールについては、売渡申込者のみに送付されます。

(問17) 輸入許可日の登録・輸入許可書のアップロード後、領収済通知書が発行された旨のメールが届きました。その後、どのようにすればよいですか。

(答17) 売買用Webサイトのマイページトップ「売買機能」内の「売買一覧」から状況「納付済」となっている該当する売買を選択し、領収済通知書(電子署名済)をダウンロードしてください。なお、領収済通知書を発行したことをお知らせする当該メールについては、売渡申込者のみに送付されます。

(問18) 通関業者が担保金や売買差額を立替えすることはできますか。

(答18) できません。これは通関業者名義で振り込まれてしまうと、例えば、その通関業者が複数の売渡申込者と業務委託していた場合、機構においては売渡申込者を特定することは事務手続が煩雑になり、他の売渡申込者にご迷惑がかかるおそれがあるためです。

(問19) 売買差額は、口座から自動引落はできないのですか。

(答19) 機構は、関税や国税とは異なり、納税者の一般口座から直接、口座振替（リアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式））や自動引落しを行うことはできません。ただし、担保を金銭特定担保（振込）と金銭根担保の取崩の方法で売買差額に充当する旨の申出により提供された場合に限り、担保を機構が売買差額（調整金）に振り替えることができます。

(問20) 関税と同様に包括延納制度はありますか。

(答20) あります。最長3ヶ月です。ただし、関税の包括延納制度とは異なり、延納金利（三井住友銀行の短期プライムレート（現行1.475%））が発生いたします。

(問21) 関税定率法第20条第1項（違約品によるシップバック等による関税の戻し税）が適用された場合、売買差額は関税と同様に払い戻されるのですか。

(答21) 関税が払い戻しされた場合は、売買差額も返還する措置を講じるようにしております。関税が払い戻されたことを証する書面を売買差額返還請求書に添付の上、機構に提出してください。

(問22) 輸入しようとする輸入加糖調製品の数量の合計が1kg未満ですが、機構売買は必要ですか。

(答22) インボイス上の有償・無償に関わらず、1kg未満のもの、かつ関税の課税標準となるべき価格（CIF）が1000円未満のものは、売買の必要ありません。したがって、承諾書は発行されません。

なお、課税標準となるべき価格が1000円以上の場合は機構に連絡してください。

(問23) 輸入しようとする輸入加糖調製品の数量の合計が1kg以上ですが、無償サンプルのものについても、機構売買は必要ですか。

(答23) 無償のサンプルであっても数量が1kg以上であれば、機構売買が必要となります。

なお、関税の課税標準となるべき価格（C I F）が1000円未満の場合は、売買差額がゼロ円と記載された承諾書を発行しますので、承諾書の写しを税関に提出してください。

（問24）日EU・EPAに基づく関税に関する便益を受けたいのですが、どのようにすればよいですか。

（答24）日EU・EPAの協定書に規定する原産地規則を満たす原産品申告書等の提出が必要となります。詳細は、「日EU・EPAに基づく関税に関する便益が適用された場合の輸入加糖調製品の取扱いについて」をご参照ください。

（問25）日EU・EPAに基づく関税に関する便益について、調整金の割合はどのようになりますか。

（答25）日EU・EPAの調整金の割合は、日EU・EPAの協定税率－暫定税率となります。日EU・EPAの協定税率については、外務省のホームページをご確認ください。

外務省 「日EU 経済連携協定－附属書二－A 関税の撤廃及び削減」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

Ⅲ 消費税の取扱い

（問1）指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等に係る売買差額に対する消費税の取扱いはどのようになりますか。

（答1）指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等（以下「指定糖等」という。）の機構売買は、保税地域における外国貨物の譲渡に当たるため、消費税は免税となります。したがって、売買差額に消費税相当額は含まれていないこと（注1）から、輸入者の仕入に係る消費税額の控除はできません（注2）ので、ご留意ください。

注1：指定糖等の買入価格及び売戻価格は消費税抜きで算出され、その差額（売買差額）についても、消費税抜き価格の価格となります。

注2：機構売買を終えた指定糖等については、消費税法第4条第2項の規定に基づき輸入許可後に保税地域から引き取るときに消費税が課せられることとなります。この場合の納税額は、当該指定糖等に係る申告価格（C I F）に関税の額を加えて得た額に消費税率を乗じて得た額となり、機構に納付する売買差額は課税標準に含まれないため、売買差額は消費税法第2条第1項第12号に規定する課税仕入れには該当しません。消費税の税額計算を行う場合、売買差額に係る消費税額は税額控除されないことから、輸入者自らが売買差額に係る消費税額を納税して頂くこととなります。

(問2) 指定糖、輸入異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の対象となる輸入貨物は軽減税率の適用になりますか。

(答2) 問1にあるとおり機構の売買は保税地域で行われる外国貨物の売買であることから、輸入者が機構に納付する売買差額には消費税相当額が含まれていません。

なお、機構は軽減税率の適否を判断する立場にはありませんので、当該適否等の詳細については税関や税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページには輸入貨物に係る飲食料品の取扱いについてのQ&Aが掲載されておりますので、参考としてください(また、以下に該当箇所を抜粋して掲載してあります)。

国税庁 「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」

<http://www.nta.go.jp/>

【参考】「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」(抜粋)

II 飲食料品の輸入取引

(輸入される飲食料品)

(問46) 輸入される飲食料品は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます(改正法附則34①一)。

なお、課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。

(輸入された飲食料品のその後の販売)

(問47) 当社は、食用のまぐろを輸入して食品加工業者に販売していますが、売れ残ったものは、飼料用として別業者に販売しています。この場合の軽減税率の適用は、どのようになりますか。

【答】

「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるまぐろの輸入(保税地域からの引取り)は、軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①一)。

また、輸入したまぐろを飼料用として販売した場合には、そのまぐろは人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡されるものではないことから、軽減税率の適用対象となりません。

なお、課税貨物が、「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されますので、ご質問のまぐろの輸入が軽減税率の適用対象であることに変わりはありません。

(レストランへ販売する食材の輸入)

(問48) 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます(改正法附則34①一)。

貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したとした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社が行う食材の輸入は、「飲食料品」の輸入(保税地域からの引取り)であり、また、貴社からレストランへの食材の販売も「飲食料品」の譲渡となりますので、いずれも軽減税率の適用対象となります(改正法附則34①一、軽減通達2)。